

寝屋川市すこやかサポートブック広告掲載実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、寝屋川市広告掲載要綱（平成18年12月1日制定。以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、すこやかサポートブックへの広告掲載（以下「広告掲載」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体の概要)

第2条 この要領において「すこやかサポートブック」とは、健康づくりに関する情報を掲載した冊子であって、次の各号に掲げる仕様のものをいう。

- (1) サイズ 縦29.7センチメートル、横21センチメートル（A4サイズ）
- (2) 刷り色 表表紙は4色刷りとし、その他は2色刷り

(広告の基準)

第3条 すこやかサポートブックに掲載する広告は、寝屋川市広告掲載基準（平成18年12月1日制定）に適合するものでなければならない。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格等は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、要綱第7条の規定による広告の募集（以下「募集」という。）に応募した者の数が第3号に規定する枠数に満たなかったときその他特別な事由があるときは、これを変更することがある。

- (1) 1枠の大きさ 縦4.5センチメートル、横9センチメートル
- (2) 文字・罫線の色 2色で別に定める色
- (3) 枠数 10枠
- (4) 掲載位置 すこやかサポートブックの中段又は下段
- (5) 広告掲載料 1枠あたり30,000円

(広告の掲載期間)

第5条 広告は、募集を行った年度の翌年度版のすこやかサポートブックに掲載するものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 要綱第8条に規定する申込書は、寝屋川市すこやかサポートブック広告掲載申込書（以下「申込書」という。）とする。

2 申込みに当たっては、申込書に掲載を希望する広告原稿を添えて申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 要綱第14条に規定する掲載決定通知書及び非掲載決定通知書は、寝屋川市すこやかサポートブック広告掲載決定通知書及び寝屋川市すこやかサポートブック広告非掲載決定通知書とする。

(広告掲載料の納付)

第8条 要綱第16条の規定により、広告掲載者に対しては、広告掲載料を原稿を校了する日までに、一括で前納するよう求めるものとする。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告掲載料の還付)

第9条 次の各号に掲げる場合においては、要綱第16条第2項ただし書の規定により、納付された広告掲載料の全額を還付するものとする。

- (1) 広告掲載者の責めに帰さない理由により、寝屋川市が広告掲載の決定を取り消したとき。
- (2) 寝屋川市の故意又は重大な過失により広告を掲載したすこやかサポートブックを汚損、毀損、亡失等したため、市民等に対し配布できなかったとき。

(委任等)

第10条 この要領に定める文書等の様式及びこの要領の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年11月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 10 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 11 月 24 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 10 月 31 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 10 月 31 日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

寝屋川市すこやかサポートブック広告掲載申込書

年 月 日

あて先 寝屋川市長

氏名(団体名・名称)

代表者名

申込者 住所(所在地)

電話番号等 Tel /Fax

E-mail

担当者氏名

寝屋川市広告掲載要綱及び寝屋川市すこやかサポートブック広告掲載実施要領に基づき、広告の原稿を添えて、下記のとおり申し込みます。

なお、貴市における行政財産の目的外使用許可が必要である場合には、この申込書によりあわせて当該許可の申請を行います。

記

1 広告の内容

2 広告料金の支払い

広告掲載が決定されたときは、貴市の指定する広告掲載料を支払います。

3 広告の内容については、当方が責任を負います。

4 広告掲載位置の希望等

(1) 希望あり

(2) 希望なし

第2号様式（第7条関係）

健推第号
令和年月日

様

寝屋川市長

寝屋川市すこやかサポートブック広告掲載決定通知書

令和 年 月 日付けで、貴方様からお申し込みいただきました寝屋川市すこやかサポートブックにおける広告掲載につきまして、掲載することに決定いたしましたので、お知らせします。

つきましては、下記のとおり手続をお願いいたします。

記

- 1 広告掲載料 金 30,000円
- 2 広告掲載料の納入については、原稿を校了する日までにお支払いください。
- 3 貴方様の都合により広告掲載を取りやめる場合は、既納の掲載料は、還付しません。
- 4 広告の掲載を継続できない事由が生じたときは、直ちに申し出てください。

担当：健康部健康づくり推進課 TEL：072-812-2372

第3号様式（第7条関係）

健推第号

令和年月日

様

寝屋川市長

寝屋川市すこやかサポートブック広告非掲載決定通知書

令和年月日付けで、貴方様からお申し込みいただきました寝屋川市すこやかサポートブックにおける広告掲載につきまして、下記理由により非掲載の決定をいたしましたので、お知らせします。

記

非掲載の理由

担当：健康部健康づくり推進課 TEL：072-812-2372